

# 京都教育大学教育後援会会則

昭和29. 6. 20 制定 昭和47. 7. 1一部改正  
昭和31. 6. 23一部改正 昭和50. 11. 26一部改正  
昭和36. 7. 14一部改正 昭和58. 6. 25一部改正  
昭和38. 9. 28一部改正 平成 5. 7. 10一部改正  
昭和41. 7. 9一部改正 平成 8. 7. 6一部改正  
昭和43. 6. 29一部改正

第1条 本会は、京都教育大学教育後援会と称し、事務所を京都教育大学内に置く。

第2条 本会は、京都教育大学の教育を後援することをもって目的とする。

第3条 本会は、前条の趣旨に則り、設備の充実、教職員並びに学生の研究、厚生への援助、その他本会の目的達成のために必要な事業を行う。

第4条 本会は、本学学生の保証人及び教職員等にして、本会の趣旨に賛同するものをもって組織する

第5条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1 名 会長は、理事が互選する。  
会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
2. 副 会 長 1 名 副会長は、会長が理事中より委嘱する。  
副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときはこれに代わる。
3. 理 事 若干名 理事は、代議員が互選する。  
理事は、会務を処理する。
4. 代 議 員 若干名 代議員は、会員が選出する。ただし、便宜上推薦によることができる。  
代議員は、予算の審議及び重要事項を議決する。
5. 会 計 1 名 会計は、理事中より会長が委嘱する。  
会計は、本会の会計を処理する。
6. 会計監査 2 名 会計監査は、代議員が互選する。  
会計監査は、本会の会計を監査する。
7. 書 記 2 名 書記は、本学職員中より会長が委嘱し、庶務会計事務を掌る。
8. 顧 問 若干名 顧問は、理事会の推薦した本学教職員を会長が委嘱する。  
顧問は、会長の諮問に応じ、又は本会の会議に出席し意見を述べる  
ことができる。

第6条 役員任期は1年とする。ただし、重任を妨げない。

第7条 本会は、毎年7月末日までに総会を開き、会務の報告、決算の承認、役員改選、予算及び重要な事項を議決する。

定期総会のほか、必要に応じ臨時総会を開くことができる。ただし、臨時総会の招集困難なときは、代議員会をもって総会に代えることができる。

第8条 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金等をもって充てる。

第9条 会費は、一口30,000円とし、全額を入会当初に納入することを原則とする。

第10条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第11条 本会則の変更は代議員会で行い、総会の承認を得るものとする。

附則 本会則は、昭和29年6月20日より実施する。